

## 令和8年度クルーズ船寄港地観光造成トライアル補助金 公募要領

### 1 目的

本補助金は、県内の観光消費を促進する体験型コンテンツや、観光ガイドによる質の高い案内を組み込んだ『寄港地観光ツアー』の造成を支援するとともに、県民と旅行者が幸せを実感できる持続可能な観光づくりを進めていくことを目的とします。

### 2 補助金の交付対象となる経費及び補助率等

#### (1) 補助対象経費・補助率・補助上限額

本県の港へのクルーズ船寄港に合わせて催行される『熊本県内を目的地とする寄港地観光ツアー（以下、「ツアー」という。）』のうち、以下の経費等を補助対象とします。

補助対象経費		内 容	補助率	補助上限額
①	体験型コンテンツの利用に係る経費	別表に掲げる県内の体験型コンテンツの利用に係る経費(※1)(※2)	10/10	600千円 (※3)
②	地元ガイド派遣に係る経費	県内観光地を案内できる地元ガイドを活用する際の派遣費用	10/10	100千円 (※4)

#### 【(※)注意事項】

(※1) 別表に掲げる体験型コンテンツのうち、交付申請時点で令和8年度に初めて(\*)ツアーに盛り込む場合は補助対象となる。

(\*)「初めて」の定義は、船社単位ではなく、船単位とする。

A 船で実施済みでも B 船のツアーにおいて実績がない場合は対象となる。

(※2) 別表に掲げる体験型コンテンツを採用する予定であったが、天候その他の不可抗力又は最少催行人数に達しなかったことにより催行できず、キャンセル料等が発生した場合は、当該キャンセル料等を補助対象経費として取り扱う。

(※3) 1つのツアー内で複数の①が含まれている場合は、それらの合計額をもって補助上限額を適用する。単発ツアーの場合、補助上限額は600千円となる。同一内容のツアーを複数回催行するもの場合、全体を通じた補助金の累計額が600千円に達するまで、回数の制限なく申請することができる。

(※4) 1回のツアーあたりの補助上限額。1回のツアー内で複数の②が含まれている場合は、それらの合計額をもって補助上限額を適用する。

#### (2) 補助対象者

補助対象者は、旅行業法に基づく旅行業または旅行サービス手配業者(ランドオペレーター)等で、『熊本県内を目的地とする寄港地観光ツアー』を造成するクルーズ船社及びチャーター又は、造成クルーズ船社に対し同ツアーを販売する者とします。

### 3 補助対象イメージ

(1)単発ツアー(1寄港日にのみ催行するツアー)の場合

ツアー名: 寄港地観光ツアーA

催行日: ××月××日

行程及び費用:

	項目	費用	補助対象経費	補助金額	備考
体験費用	熊本城 800円×30名	24,000円	-	-	体験費用に係る補助上限額は、同一旅行商品1件あたり600千円
	伝統工芸体験 5,000円×30名	300,000円	780,000円	600,000円	
	川下り体験 80,000円×30名	480,000円			
ガイド費用	ガイド費用 20,000円×3名	60,000円	60,000円	60,000円	ガイド費用に係る補助上限額は、同一旅行商品1件あたり100千円
合計		864,000円	840,000円	660,000円	

(2)シリーズ商品(同一の行程で複数の寄港日で催行するツアー)の場合

ツアー名: 寄港地観光ツアーB

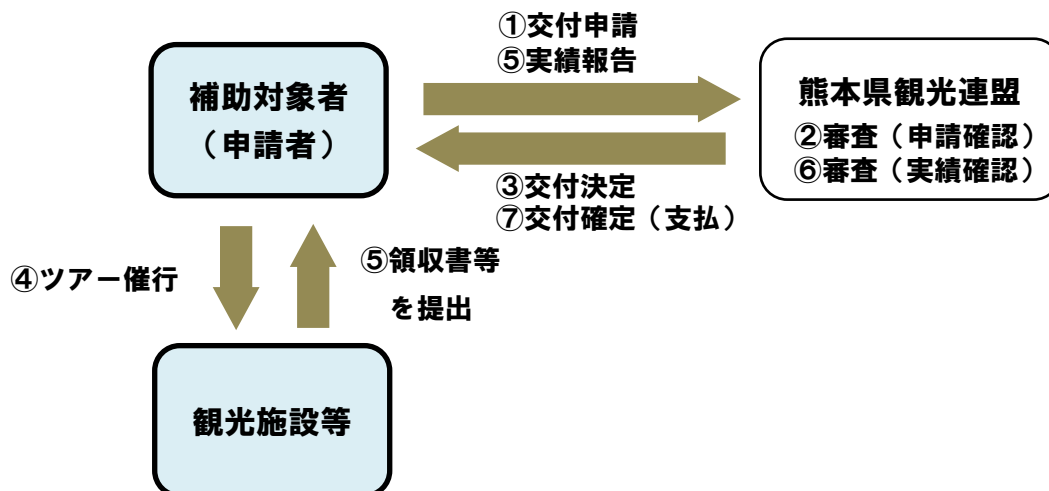
催行日: (1回目)8月 (2回目)10月 (3回目)12月

行程及び費用:

	費用	補助金額	補助金額 累計	備考
体験型コンテンツ利用経費 1回目(8月)	260,000円	260,000円	260,000円	寄港地観光ツアー(旅行商品)単位の申請及び補助とし、同じ内容のツアーを複数回開催しても上限額は変わらない。 例えば、同一商品を複数の寄港時に催行する場合(8月、10月、12月に各1回)、3回分の合計額をもとに上限額を判断する。
体験型コンテンツ利用経費 2回目(10月)	260,000円	260,000円	520,000円	
体験型コンテンツ利用経費 3回目(12月)	260,000円	80,000円	600,000円	
合計	780,000円	600,000円	—	

### 4 申請方法

(1)申請スキーム



※「③交付決定」後、内容に変更が生じた場合は「変更承認申請」または「申請取下げ」を行うこと

(2)「①交付申請」における必要書類および提出期限

【必要書類】

必要書類		備 考
1	交付申請書(別記様式第1号)	・ツアーごとに同申請書を作成 ・交付申請額は「②ツアー行程表」により算出
2	ツアー行程表(別記様式第2号)	・催行日、人数、寄港港、訪問地等のツアー詳細を記載
3	誓約書(別記様式第3号)	
4	地元ガイドを証する書類	・2(1)表②を申請する場合のみ ・全国通訳案内士登録証、ガイド団体の会員証など
5	その他必要と認める書類	・指示があった場合のみ

【提出期限】

ツアー催行の7日前まで ※必着

(3)「⑤実績報告」における必要書類および提出期限

【必要書類】

必要書類		備 考
1	実績報告書(別記様式第8号)	・ツアーごとに同申請書を作成 ・交付申請額は「②ツアー行程表」により算出
2	ツアー行程表(別記様式第2号)	・催行日、人数、寄港港、訪問地等のツアー実績を記載
3	証憑書類(領収書等)	・体験型コンテンツ、ガイド、キャンセル料等の領収書
4	その他必要と認める書類	・指示があった場合のみ

【提出期限】

ツアー催行後30日以内、または令和9年(2027年)2月28日のいずれか早い日 ※必着

(4)「変更承認申請」における必要書類

変更承認申請書(別記様式第5号)

(5)「申請取下げ」における必要書類

申請取下げ書(別記様式第7号)

## 5 留意事項

(1)補助対象となるツアーについて

- ①補助対象となるツアーは、本補助金交付要項の施行日から令和9年(2027年)2月28日までに催行されたもの
- ②熊本県内の港をツアー発着地とするもの
- ③くまモンポート八代を発着地とするツアーの場合、「クルーズ NAVI(八代港)」に情報掲載されているもの

- (2) 予算の上限に達し次第、申請受付を終了します。
- (3) 地元ガイドとは、①熊本県内在住の観光ガイド、②熊本県内在住の通訳案内士、③熊本県内のガイド団体に所属する観光ガイドのいずれかを指します。
- (4) 補助を受けた経費については、帳簿及びすべての証拠書類を他の経理と明確に区分して保管してください。これらの書類は、補助対象事業の完了の日の所属する年度の終了後 5 年間保存し、その期間中に熊本県観光連盟から内容確認の要請があった場合は、速やかに対応できるように管理してください。

◆本補助金に関する問合せ窓口◆

〒862-0950 熊本市中央区水前寺 6-5-19

公益社団法人熊本県観光連盟 担当:張、吉田

メールアドレス [zhang-y@kumakanren.or.jp](mailto:zhang-y@kumakanren.or.jp)